

## 「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」

令和8年5月27日  
総務省

### 1 電気通信事業法第30条第1項の規定による禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第30条第1項の規定による「指定」は、

- ① 第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者について、
- ② 当該電気通信事業者の第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近1年間における収益の額の市場に占める割合（以下「市場シェア」という。）が25%を超えている場合において、
- ③ 市場シェアの推移その他の事情を勘案して行われる。

したがって、市場シェアが25%を割り込むなど上記①又は②の条件を満たさなくなれば、指定は解除される。

「その他の事情」としては、当該電気通信事業者の市場シェアの推移に加えて、市場シェアの順位、競争事業者との市場シェアの格差及びこれらの変化の程度を中心に勘案する。

具体的には、以下のような基本的考え方に沿って制度を運用する。

#### 【基本的考え方】

- ① 当該電気通信事業者が一定期間継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、市場支配力が推定されることから、下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特段の事情が認められない限り指定する。
- ② 一定期間継続して25%を超え40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合において、
  - ア 当該電気通信事業者の市場シェアが1位であるときは、当該市場シェアの水準及び下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。
  - イ 当該電気通信事業者の市場シェアが2位以下であるときは、市場シェアの順位が1位の電気通信事業者との市場シェアの格差が小さく、かつ、下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。

なお、この考え方如何にかかわらず、これまで25%を下回る市場シェアを有する電気通信事業者が、一時的に25%を上回る市場シェアを有するに至った場合においては、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。

また、25%を上回る市場シェアを有する電気通信事業者について、短期間に急激に市場シェアが低下している場合や数年間にわたり市場シェアが相当程度低下している場合においても、暫くはその推移等を見守ることとし、直ちに指定せず、又は指定を解除する。

③ 上記①及び②の市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断に当たっては、各電気通信事業者の総合的な事業能力を測定する必要があることから、当該電気通信事業者の市場シェアに、当該電気通信事業者の特定関係法人（電気通信事業法第12条の2第4項第1号に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）である電気通信事業者の特定移動端末設備（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第4条の4第1項に規定する特定移動端末設備をいう。）と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近1年間における収益の額の市場に占める割合を加えたもので判断する。

④ 上記①から③までの考え方を基本とするが、その際には、例えば以下のような当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する。

- ・ 事業規模（資本金、収益、従業員数）
- ・ 市場への影響力、ブランド力
- ・ 製品・サービスの多様性
- ・ 潜在的な競争の不在
- ・ 技術上の優位性・卓越性
- ・ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- ・ 共同支配

ただし、制度上、市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断は、各電気通信事業者の業務区域を基本として行われることから、当該電気通信事業者の総合的な事業能力についても、当該業務区域に即して判断する。

2 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方

電気通信事業法第30条第3項第2号の規定による「指定」は、同条第1項の規定により指定された電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の

特定関係法人である電気通信事業者のうちから行われる。

これは、当該禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人に関しては、事業の方針の決定に対して重要な影響を与えること等ができるため、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるおそれが高い一方で、当該電気通信事業者であっても、事業内容や事業規模によっては、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きくない場合があるためである。

このため、具体的には、以下のような基本的考え方に沿って制度を運用する。

#### 【基本的考え方】

禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者であっても、

- ① 移動通信分野の電気通信役務や、これとのセット提供等が想定される電気通信役務を提供しない場合（移動通信分野の電気通信役務にあつては、通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供する場合を含む。）
  - ② 上記①に該当しない場合であっても、その事業規模が著しく小さいとき
- については、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいものとはならない。

このため、禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者のうち、以下の電気通信役務（通信モジュール向けに提供するものを除く。）のいずれかを提供し、当該電気通信役務のいずれかの契約数等が5万以上であるものについて指定する。

- ・ 携帯電話
- ・ 携帯電話・PHSアクセスサービス
- ・ BWAアクセスサービス
- ・ 仮想移動電気通信サービス
- ・ 加入電話
- ・ IP電話
- ・ インターネット接続サービス
- ・ FTTHアクセスサービス
- ・ DSLアクセスサービス
- ・ FWAアクセスサービス
- ・ CATVアクセスサービス
- ・ 公衆無線LANアクセスサービス

なお、この考え方如何にかかわらず、これまで当該電気通信事業者の直近の四半期末における上記の電気通信役務の契約数等がいずれも5万未満である場合において、

当該契約数等のいずれかが一時的に5万以上となったときは、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。ただし、上記の電気通信役務のいずれかの契約数等が、1年以上継続して5万以上となっている場合及び1年以上継続して5万以上となっている電気通信役務を提供する電気通信事業を、当該事業を営む他の電気通信事業者から譲渡され、又は合併、分割若しくは相続により譲り受けた場合においては、当該事業を譲り受けた電気通信事業者を指定することとする。

また、指定されている電気通信事業者の直近の四半期末における当該契約数等のいずれもが5万未満となった場合には、直ちに指定を解除するのではなく、契約数等の推移を見守るほか、例えば、以下の点も踏まえて、市場検証委員会<sup>1</sup>の意見を聴きながら、移動通信市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ指定を解除<sup>2</sup>する。

- ・ 禁止行為等規定適用事業者との資本関係
- ・ 事業規模（資本金、収益、従業員数）
- ・ 主力事業と移動通信市場との関連性の程度

---

<sup>1</sup> 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会

<sup>2</sup> 禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者の指定又は解除は、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問が必要となる。（電気通信事業法第169条第2号）